

「吉見総合運動公園」のネーミングライツ事業 募集要項

埼玉県(以下「県」という。)では、「吉見総合運動公園」及び同公園内の県有施設について、ネーミングライツの命名権者を次のとおり募集します。

1 ネーミングライツ対象施設について

(1)施設名

吉見総合運動公園及び同公園内の県有施設

(2)所在地

埼玉県比企郡吉見町大字明秋、今泉、中曽根、一ツ木、地頭方ほか地内

(3)施設概要

別紙1「対象施設の概要」のとおり

2 募集の概要

(1)応募資格

ア 応募資格は別紙2「応募資格」のとおりです。

イ グループで応募する場合は、次の事項に留意してください。

(ア)グループを構成する全ての法人その他の団体が応募資格を有すること

(イ)グループを代表する法人又は団体を定めること

(ウ)単独で応募した法人又は団体は、グループの構成員になることはできないこと

(エ)複数のグループにおいて同時に構成員になることはできないこと

ウ 応募に当たっては、広告代理店を通じての提出も可能とします。その場合、委任状(様式2)を併せて提出してください。なお、広告代理店の提出に要する経費の一切について、県はお支払いしません。

(2)応募条件

「ア 公園名称」～「キ 管理センター」はそれぞれ単独で応募できます。

ア 公園名称

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
1,000,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

イ テニスコート26面

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
200,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

ウ 野球場6面

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
200,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

エ サッカー場5面

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
200,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

オ パークゴルフ場27ホール

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
200,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

カ 多目的運動場2面

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
100,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

キ 管理センター

県が希望する契約金額 (年額・税抜)*1	県が希望する 契約期間*2	応募可能な 契約期間*3	愛称使用開始時期
100,000 円以上	契約締結日から 令和18年3月31日まで	10年以下	随時

*1 命名権料は、本県が定める契約希望額以上とします。なお、応募いただく命名権料には、消費税及び地方消費税は含まないでください。支払時に別途、消費税及び地方消費税が必要となります。

*2 1年度(4月～翌年3月)に満たない契約期間の命名権料は、月単位で算出します。

*3 応募期間は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。なお、応募可能な契約期間よりも長期間での応募はできませんが、期間満了後、契約の更新を希望する場合には、優先交渉権を付与します。

また、契約期間の満了日は、契約最終年の年度末日までとなります。

(3)各施設間の優先交渉権の考え方

「ア 公園名称」の優先交渉権者が「イ テニスコート26面」～「キ 管理センター」にも応募した場合、「ア」の優先交渉権者が応募した「イ」～「キ」の優先交渉権を取得します。

※「ア 公園名称」の優先交渉権者が、「イ テニスコート26面」～「キ 管理センター」に応募しなかった場合、応募しなかった「イ」～「キ」は、他の法人又は団体が命名権を取得する場合がありますのであらかじめ御了承ください。

3 愛称について

(1)命名に関する条件

ア 2(2)「ア 公園名称」については、「吉見」及び「公園」の名称(ひらがな、カタカナ、英語可)を維持した愛称とします(例「吉見〇〇〇〇公園」、「◇◇◇◇Sports Park Yoshimi」など)。同イ～キは、当該公園施設の機能を想起させる愛称であれば、形式的な条件は付しません(例 野球場→「△△△△ベースボールフィールド」など)。

イ 法人等が付与する名称は、施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正を行うことはできません。

ウ 利用者の混乱を避けるため、法人等は契約期間内の愛称の変更はできません。

エ 愛称が定着するまでの間、愛称の表示に当たっては、正式名称を併記する場合があります。

(2)使用を禁止する愛称

次のいずれかに該当すると認められる愛称は、命名又は使用することができません。

ア 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

イ 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの

- ウ 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
- エ 政治性のあるもの
- オ 宗教性のあるもの
- カ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
- キ その他県有資産の愛称として使用することが適当でない認められるもの

(3)愛称の範囲

対象施設の「愛称」として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。ただし、一般に理解しやすいものとしてください。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。

4 愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)

(1)施設の愛称表示

ア 施設の愛称が表示可能な箇所は、施設入口の看板、施設敷地内の案内板、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)とします。具体的には、別紙1「対象施設の概要」の「愛称の表示箇所等(命名権者のメリット)」欄のとおりです。

イ 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者が実施することとし、施工の範囲、実施時期及び内容については、県及び関係機関と協議の上決定することとします。なお、屋外広告物を設置する際には事前に、施設が所在する吉見総合運動市の担当窓口にご相談願います。

ウ 印刷物については、原則、新規作成物からの表示とします。

エ 周辺の道路標識等における表示変更を希望する場合は、県及び関係機関と協議の上、変更可能なものについて変更することとします。

(2)愛称表示以外の命名権者に付与するメリット

イベント等が実施される際には、可能な範囲でX、Facebook、Instagram の投稿へのタグ付け等を行います。

(3)メリット付与の提案

県が示す愛称の表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について、提案してください。優先交渉権者決定後、別途協議の上、メリット付与の可否等について、決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。

(4)愛称普及に向けた県の取組について

ア 命名権者決定後は、速やかに、報道機関への資料配布、ホームページ掲載等を通じて発表します。

イ 県は、愛称の普及・定着を図るため、県の各種広報において愛称を使用するとともに、

施設管理者やメディア、県内市町村等に対し、愛称の使用を働きかけます。

5 費用の負担等について

(1)命名権者が負担

ア 施設における名称看板の設置・変更及び原状回復等、工事が伴うものについては、命名権者がその費用を負担して実施することとします。

イ 次に掲げるものに愛称を表示するときは、命名権者が必要な手続きを行い、これに伴う費用が発生する場合は、命名権者が負担することとします。

(ア)屋外広告物条例による規制が適用されるもの

(イ)道路標識等の案内表示における名称変更

ウ 名称看板の設置等、公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有をしようとするときは、都市公園法(昭和31年法79号。以下、「法」という。)第5条第1項又は第6条第1項、埼玉県都市公園条例(昭和39年条例第98号。以下、「条例」という。)第17条及び埼玉県都市公園に関する規則(昭和45年規則第5号。以下、「規則」という。)第2条に基づき、県から公園施設の設置若しくは管理又は占有の許可を受けた上で、所定の使用料が発生します。ただし、条例第18条及び規則第9条により使用料の減免を受けた場合は、この限りではありません。

エ 条例第9条第1項に掲げる行為等をしようとするときは、同項、同第22条第2項及び規則第3条に基づき、指定管理者から行為の許可を受けた上で、同第28条に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

オ 条例第10条第1項に基づき県が公園に設置したものを利用するときは、同項、同第22条第2項及び規則第5条に基づき、指定管理者から利用の許可を受けた上で、条例第28条第1項に基づき、所定の利用料金が発生します。ただし、同第30条に基づく指定管理者が定める規定により、利用料金の減免を受けた場合は、この限りではありません。

(2)埼玉県が負担

県ホームページ、県広報紙、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。

ただし、印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は、命名権者の負担となります。

(3)その他

その他、愛称使用に伴う費用負担の詳細は、協議の上、決定します。

6 命名権料の活用使途

吉見総合運動公園の利用環境や自然環境の魅力アップ、公園施設の老朽化対策等に活用します。

7 応募手続

(1)命名権者の募集期間

随時受付(電子メール、各証明書等が埼玉県都市整備部公園スタジアム課に着信次第、2週間後を目途に締切日を設定します)

(2)申し込み方法等

「埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)」等をダウンロードして、必要事項を記入し、電子メールにより提出してください。ただし、電子メールによる提出であっても、「登記事項証明書(履歴事項全部証明書)」及び「法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書」については、持参又は郵送とします。

なお、電子メールによる提出時に、その旨を電話にて連絡してください。

また、グループ応募の場合は、構成する全ての法人その他団体について提出してください。

ア 提出書類

①埼玉県ネーミングライツ申込書(様式1)

②委任状(様式2)

※ 代理人が申し込む場合は、「委任状(様式2)」を添付してください。

③命名権者として県と契約締結を希望する法人等の概要(様式3)

④誓約書(様式4)

⑤地域貢献や施設活用等に対する考え方、活動実績及び今後の計画(様式5)

⑥役員名簿(様式6)

⑦募集要項の内容等に関する質問書(様式7)

⑧愛称に商品名を使用する場合、当該商品の概要の分かるもの

⑨会社概要及び直近の会計年度の事業計画書

⑩直近3か年の決算報告書

⑪登記事項証明書(履歴事項全部証明書)

⑫法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書

※ 法人税、消費税及び地方消費税は、税務署発行の納税証明書(3の3)を提出してください。

※ 法人都道府県民税及び法人事業税は、県税事務所等発行の直近3事業年度分の納税証明書を提出してください。

イ 提出・連絡先

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 15 番 1 号 埼玉県庁第二庁舎2階

都市整備部公園スタジアム課 公園企画担当
TEL:048-830-5401

電子メール: a5400-09@pref.saitama.lg.jp

※ 持参の場合の受付時間 8:30~12:00及び 13:00~17:15(土日祝日を除く)

※ 郵送の場合は、封筒に「吉見総合運動公園ネーミングライツ申込書関係書類在中」と記載してください。

ウ 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア)受付期間

随時

(イ)受付方法

募集要項の内容等に関する質問書(様式7)に記入の上、電子メールで提出してください。

電子メール宛先: a5400-09@pref.saitama.lg.jp

(ウ)回答方法

質問及び回答は、質問書を受信次第、1週間後を目途に埼玉県ホームページにおいて公表します(質問者名は表示しません。).

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1105/namingrights.html>

8 選定方法

(1)選定委員会を設置し、提出書類を基に、命名権者、命名権料、希望愛称期間、希望愛称、社会・地域貢献等活動の内容等を総合的に検討し、応募者から優先交渉権者を選定します。

(2)選定結果は、全ての応募者に文書で通知します。

(3)優先交渉順位の決定後、県は優先交渉権者と個別にネーミングライツ事業契約の締結に係る交渉を行い、県及び優先交渉権者双方の合意がなされたのち、正式に命名権者として決定します。

交渉の結果、協議が成立しない場合は、優先交渉順位で次点につけている者を繰り上げて優先交渉権者として交渉できるものとします。なお、代理店等を経由して応募があった場合においても、ネーミングライツ事業契約は県と命名権者間で締結します。

(4)決定した命名権者については、埼玉県のホームページ等を通じて公表します。なお、応募内容及び選定結果等については、埼玉県情報公開条例の定めるところにより、公開されることがあります。

9 申込みの無効

応募申込書を提出後、応募資格がないことが判明した場合は、申込みを無効とします。

10 施設見学について

施設の見学を希望する場合は、7(2)イの提出・連絡先まで連絡してください。